

民間連携事業 経理処理（積算）ガイドライン 2024年度12月追記版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前（2024年10月）	変更後	備考
1	全体	—	目次、項番	—	—	整理した
2	はじめに	P1	本ガイドラインの適用対象スキーム	3スキーム	6スキーム	漏れていたスキームを追記
3	はじめに	P2	本ガイドラインの適用	改定ガイドラインを適用する場合には、打合簿で合意確認します	継続して公示時のガイドラインの適用を希望する場合には、打合簿で合意確認します	適用ガイドライン選定方法の変更
4	はじめに	P2	契約締結済の案件への適用整理	格付・航空券クラス・手数料・特別宿泊費・国内旅費・セミナー・広報費の「適用の可否」→「×」	格付・航空券クラス・手数料・特別宿泊費・国内旅費・セミナー・広報費の「適用の可否」→「（○）」	遡及することはできないが、2024年10月1日以降は、対応可能なため、変更
5	はじめに	P2	契約締結済の案件への適用整理	精算報告書の提出時期：履行期間の末日から起算して30日以内	精算報告書の提出時期：履行期間の末日	誤りの修正。また、あわせて他の項目も修正
6	直接人件費	P13	日数の最小単位	1人日	削除	民間連携事業の月報に合わせた
7	その他原価	P13	その他原価とは	—	事務機器の損料、銀行手数料を追加	詳細に説明を加えた
8	外部人材の活用に当たっ ての留意事項	P14	外部人材が所属する団体等の種別区分	表 1	表 2	謝りを訂正
9	直接経費	P17	機材製造。購入・輸送費	—	基礎調査、中小企業案件化調査の追記	対象スキームを合わせた
10	直接経費	P19	機材製造。購入・輸送費	業務委託契約約款第24条第1項及び共通仕様書第29条第1項に基づき、提案法人に事実関係の調査を依頼し、書面で報告を求めることがあります。	業務委託契約約款第24条第1項及び共通仕様書第28条第1項に基づき、提案法人に事実関係の調査を依頼し、書面で報告を求めることがあります。	誤りの修正
11	機材製造・購入費等	P21,22	輸送費・保険料・通関手数料	—	中小企業案件化調査に係る記載の追加	
12	旅費（航空費）	P23	旅費（航空費）	—	基礎調査に係る記載の追加	
13	旅費（その他）	P26	日当宿泊料の計算式	モンゴル、フィリピン、ミクロネシア、マーシャル諸島の5ヶ国への渡航	モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島の5ヶ国への渡航	謝りを訂正
14	現地活動費	P29	現地備人費	現地備人費は、業務を実施するために現地で備上する人員にかかる人件費です。	現地備人費は、業務に関連して現地が必要となる人員にかかる人件費です。	現地備人は備上／雇用するのではないので、同方針に合わせて、全体の記載も修正
15	本邦受入活動費	P33	本邦受入活動費	—	対象スキームを追記	
16	部分払	P43	部分払の説明	—	古い記載を新しい記載に修正	
17	精算について	P44	事業終了時の概算払請求及び精算払請求等の流れ	履行期限内に精算報告書を提出	履行期限の末日が、2月、3月、8月、9月以外は、履行期限の末日から起算し30日以内に提出	実態に合わせて変更
18	別添資料 5	P59	基礎調査における経費積算方法	—	追記	